令和元年9月定例会 総務委員会(付託) 令和元年9月30日(月) 〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

岡田委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(13時12分)

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から追加提出議案について、説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- \bigcirc とくしまスマート県庁推進プラン(仮称)素案について(資料1-1, 1-2)
- 「新未来『創造』とくしま行動計画」及び「vs東京『とくしま回帰』総合戦略」 の評価結果の概要について(資料2)

久山経営戦略部長

9月県議会定例会に追加提出いたしました案件につきまして、お手元に御配付の令和元年9月徳島県議会定例会提出議案(追加),1枚物により御説明いたします。

今回,追加提出いたしました案件は、条例案1件となっております。その概要を御説明申し上げます。

第39号の条例改正につきましては、道路交通法及び道路交通法施行令の一部が改正されたことに伴い、運転免許試験等の手数料の額を改めるとともに、免許証の更新を受けなかった者に対する運転経歴証明書の交付又は再交付に係る手数料の額を定めるものでございます。

追加提出案件の全体状況の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、1点、御報告を申し上げます。

とくしまスマート県庁推進プラン(仮称)素案についてでございます。

お手元に、概要を記した資料1-1と素案全体版の冊子資料1-2を御配付しておりますが、資料1-1により御説明いたします。

本県では、SDGsの理念にも通じる様々な取組を推進しており、SDGsの達成に貢献できる持続可能な行財政基盤を構築するため、行財政改革の基本指針として、とくしまスマート県庁推進プランを策定することといたしました。

これまでにも組織のスリム化に取り組む一方で、若年層が少ない年齢構成の適正化、財政構造改革基本方針に基づき、工夫を凝らした財政運営の推進を図るなど、一定の成果を上げるとともに、消費者庁等の徳島移転への挑戦、テレワークを活用した新たな働き方の創造など、地方創生をリードする新しい県政の形を目指し、取組を進めてきたところでございます。

その一方で3にありますように、人口減少、大規模災害への備えなど喫緊の課題への対応、Society 5.0時代への転換期を迎え、その具現化に向けたスマート県庁への転

換,政策創造と健全財政を両立する強靭でしなやかな財政基盤の確立,職員が意欲と能力を十分発揮できるよう働きやすい職場環境づくりなど,引き続き改革を進めていく必要が ございます。

2ページをお開きください。

新たなプランの基本的な考え方でございますが、4の(2)改革の方針といたしまして、Society5.0を支える未来技術の積極的な利活用や、創意工夫によるこれまでとは違った視点や発想に基づく行財政手法の創出により、耐える行革から活力を生み出す行革へ、質的向上を重視し、質の高い行政サービスを提供できる持続可能な行財政基盤の構築を目指すこととし、(3)県民の皆様はもとより、徳島に関心を寄せる人々の夢や希望の実現と職員が働きやすい職場環境の実現の双方を達成し、その相乗効果で、将来にわたり安心して幸せを実感していただける、とくしまの実現を目的としております。

- (4) 改革に向けましては、県民目線・現場主義を徳島県庁の文化とし、スピード感を もって対応するとともに、SDGsの理念にも通じる県の施策の推進を支えてまいりま す。
- (5) 本プランの計画の期間は、今年度から令和4年度までの4年間とし、(6) プランの進行管理につきましては、社会経済情勢の変化や県民ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、毎年度、進行管理を行い、状況変化に応じて追加・見直しを実施してまいります。

3ページを御覧ください。

本プランにおいて掲げる目指すべき姿の実現に向け、四つの重点項目に沿って120の取組目標を設定し、具体的な改革に取り組んでまいります。

重点項目の1点目は未知なる世界を切り拓く行政モデル, 2点目は県民とともに歩む県政運営, 3点目は社会構造の変化に対応した行政体制, 4点目は強靱でしなやかな財政基盤でございます。

今後、県議会の御論議やパブリックコメントを経て、11月上旬に成案とするべく進めて まいりたいと考えてございます。

経営戦略部からは、以上でございます。

どうぞ御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

田中監察局長

監察局から、1点御報告させていただきます。

お手元の資料2を御覧ください。

新未来「創造」とくしま行動計画及び v s 東京「とくしま回帰」総合戦略の評価結果の概要についてでございます。

まず、1の県政運営評価戦略会議についてでございますが、政策推進に係る県民意見の 積極的な反映と県民目線からのチェック機能の強化を図るため、当戦略会議を設置してお ります。この戦略会議において、県政の運営指針である行動計画及び挙県一致で地方創生 を推進するための総合戦略の施策や事業について、評価を行ったところでございます。

次に、2の評価方法についてでございます。

(1)評価の対象は、行動計画の主要施策144施策及び総合戦略の主要事業134事業とし

ております。

- (2) 評価の視点といたしまして、行動計画につきましては、平成27年度から平成30年度までの4年間で計画期間が満了したことから、総括評価として実施するとともに、総合戦略につきましては今年度が計画最終年度であることから、成果と数値目標の達成見込みを重視したプレ総括評価として実施いたしました。
 - 2ページをお開きください。
 - 3の行動計画の評価結果についてでございます。
- (1)総括として、Aの達成とされたものが74施策、51.4パーセント、Bのほぼ達成が39施策、27.1パーセント、Cの未達成が31施策、21.5パーセントとの評価を頂きました。
- 3ページから4ページにかけましては、戦略会議で頂きました主な意見提言を七つの基本目標ごとに記載しております。
 - 5ページをお開きください。
 - 4の総合戦略の評価結果についてでございます。
- (1)総括として、Aの順調とされたものが96事業、71.6パーセント、Bのおおむね順調が25事業、18.7パーセント、Cの要見直しが13事業、9.7パーセントとの評価を頂きました。
 - 6ページをお開きください。

戦略会議での主な意見提言を四つの基本目標ごとに記載しております。

次に、7ページをお開きください。

とくしま目安箱などに寄せられた県民の皆様からの意見や提言のうち、戦略会議における審議の結果、優れた意見・提言として採択された12件の概要を9ページにかけて取りまとめております。

なお、今回の評価結果につきましては、戦略会議から徳島県総合計画審議会及び地方創生 "挙県一致"協議会へ提言いたしまして、計画や事業の見直し、新たな施策展開などにつなげていくこととしております。

監察局からは、以上でございます。よろしくお願いいたします。

岡田委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

扶川委員

今,とくしまスマート県庁推進プランの中にも文言がありましたけれども、県民とともに歩む県政運営、情報発信力の強化、県民目線によるきめ細やかな情報提供、こういうことを徳島県でも進めていくということをおっしゃって、大いに一般論としては結構ですけれども、それに反するような問題点があると私は思いますので、具体的に議論をしたいと思います。

知事の活動記録については、6月議会でも取り上げました。不備であると。徳島県のような状況は全国でどうなっているのだろうと、議会事務局のほうで全国状況の調査をして

いただきました。

すると、全国的に見ますと徳島県と違って、知事の活動記録や予定についてもきちんと 記録をして、情報公開の対象とするという仕組みが幾つもあることが分かりましたので、 委員へ配付しようとしたのですが、口頭で御紹介して議論したいと思います。

調査に当たっては、知事の全ての公務について、全てというのが肝腎で、一部の公務だったら徳島県も記録しているし公開もしているんです。全ての公務について、予定表と活動記録を公表していますかというのが第1点。第2点は、情報公開の対象となる公文書として予定表や活動記録を作成していますか。第3点は、日程調整に使用した文書を情報公開の対象となる文書として保管していますかということなどをお尋ねしました。47都道府県のうち、5県だけ回答いただけませんでしたが、42都道府県から回答がございました。

全ての予定表,あるいは活動記録を公表しているのは,東京都,岐阜県,静岡県,三重県,和歌山県,鳥取県,高知県の7都県でした。これ以外に,北海道,宮城県,愛知県,岡山県,香川県,宮崎県の6道県では,公表は全部してないけれども情報公開すれば,予定表か活動記録のいずれか又は両方を公文書として全て保管しているというようなことを回答いただきました。

さらに、予定表や活動記録だけではなく、知事の日程調整に当たって使用したメモ、書類についても、公文書として保管しているところが、愛知県と香川県の2県ございました。

6月議会でも議論しましたように、徳島県では公務であっても、県民に知らせたいと思った予定表と活動記録の一部しか記録もしていないし公表もしていない。しかも、公文書として公表している記録以外、メモみたいなものは全く私的な文書として保管していないという状況でした。全国の状況と比べても、県民に対して説明責任を果たそうという姿勢が弱いのではないかと思います。

今ここに書かれている, 先ほど申し上げたようなスマート県庁を本当に目指すのであれば, 県民目線によるきめ細やかな情報提供, 情報発信力の強化というのを県として取り組まなければいけない。今後, この遅れた分野というのは, この目標を達成するため, このプランを推進するためにも進めていく必要があると思うんです。

6月議会の御答弁では、知事にはいろんな公務があって、記録にすることに限界があるというような答弁をされましたが、今、御紹介させていただいた、ほかの県の状況と比較すれば、一体どんな限界があるのか疑問を抱かざるを得ません。四国でも、高知県では、全ての公務に関して予定表と活動記録を公開している。香川県も公表は徳島県のように一部だけですが、予定表や活動記録だけでなく、先ほど申し上げたように日程調整に係る文書も1年という期限まで定めて保管している。

今後、徳島県で、どのように県民目線に立った情報提供をしていくのか。私が申し上げたような問題について、どう改善していくのか。見解をお聞きしたいと思います。

佐藤秘書課長

扶川委員から,委員が行われました全国調査に基づきまして,知事の予定表や活動記録 等の取扱い,今後の取組についての御質問を頂いたところでございます。 委員の依頼によりまして行われました全国調査の結果につきましては、まず前提として、先ほど委員からもお話があったように、質問項目としては、全ての公務について、予定表や活動記録の公表の状況。2点目といたしまして、それらを情報公開の対象となる公文書として作成しているかどうか。3点目といたしまして、日程調整の前提となる文書の保管状況や保存期間等について、という質問内容であったように承知しているところでございます。

委員からもお話があったように、47都道府県中、42団体から回答があったということで ございます。先ほど、それぞれ御紹介もございました。

まず、1点目の質問、予定表や活動記録の公表状況につきましては、本県の回答といたしましては、公表状況ということで意思形成過程をはじめ、情報公開の非開示情報に関する用務、あるいは相手方への事情を配慮するという必要があるものにつきましては、現在公表を行っていないということで、その他という回答をさせていただいたところでございます。本県と同様に、その他という回答をされた団体が42団体中、35団体と聞いているところでございます。

2点目の予定表や活動記録を公文書として作成しているかどうかという点につきましては、一部の公務につきましては緊急的に対応する場合もあるということで、日程調整を口頭で行うような場合も現状としてございます。本県におきましては、そうした事情がございますので、選択肢としては、その他を選択させていただいて回答したところでございます。本県と同様、その他とされている団体が42団体中、24団体。先ほど委員からは、作成している都道府県の御紹介がございましたが、作成していないと回答したところは6団体というふうに承知してございます。

3点目の御質問の、予定表や活動記録作成の前段階において発生する文書の保管という 点につきましては42団体中、29団体が保管をしていないと。その他と回答されたところが 10団体となってございます。

こうした調査結果につきましては、徳島県といたしましても、まずは重く受け止めさせていただきたいと考えております。それぞれの都道府県によりまして、これまでの経緯・経過の中で、可能な限り文書を作成し、公表するという考え方の下で対応してきた結果であるとは認識しているところでございます。こうした点も十分踏まえまして、今後についての対応でございますが、全ての公務についてが前提になるというところがキーポイントだと、委員からもお話がございました。

全ての公務について公表,それから活動記録を作成する点につきましては,6月議会の時にもお話をさせていただきましたが,意思形成過程であることや相手方の事情を配慮するような必要が生じる場合もあろうかと考えております。こうした点につきましては,全てを公表していると回答された県におかれましても,恐らく同様な点はあるのではないかと推察するところでございます。今回,回答をするに当たりましては,そうした点がどこまで考慮されたかというのは,なかなか難しい面はあろうかと思います。

徳島県といたしましては、そうした事情がありますことから、そうした点は引き続き考慮する必要があるというふうに考えておりまして、その上で適切な日程管理、そして予定表の作成、活動記録の公表等に努めてまいりたいと考えているところでございます。

扶川委員

私が言わんとしているところを、正確に理解していただきたい。全て公表しているということに関して、確かにそういう配慮がされて全部を公表されているかとなると、おっしゃるような事例があるかも分かりません。でも、肝腎なのは、6月議会でも言いましたけれど、全て記録を公文書として残しておくことです。公文書が残ってないと、公開もできなければ、公開する・しないの判断さえできない。だから、まずは公文書として残した上で、意思形成過程に関わる問題点や相手のプライバシーに係る問題点があれば、そこは墨塗りして公開すればいいわけです。それは、6月議会から申し上げている。

今回のアンケート結果の中で一番肝腎なのは、徳島県が全ての公務について、きちんと した記録を残してないということが問題なんです。それを公表するかしないかは、情報公 開制度の運用の中で解決すればいいのであって、二次的な問題です。その点は、是非改善 していただきたいのですが、公務記録を全て残すのか残さないのか。

私は、裁判の中で、この前にも申し上げました、個人の冠婚葬祭に知事が参加されていたものについて、県は公務だと主張されていますが、記録がありませんでした。こういうものも含めて、具体的な名前を出す出さないは判断すればいいのですけれど、公務と考えるものは全て記録するということを今後徹底していただきたいのですが、いかがでしょうか。

佐藤秘書課長

改めて扶川委員から、全ての公務について記録を作成し、残すべきではないかという観点からの御質問でございます。

先ほど申し上げましたけれども、全国調査の結果で申し上げますと、回答のあった42団体中、活動記録の作成、日程調整の前段となる資料の保管状況という点につきましては、保管していない団体が29団体、その他という団体が10団体で、合わせて39団体となってございます。徳島県の状況と、ほとんどの都道府県が同じような取扱い状況であるということが、今回の調査で明らかとなったというふうに認識しているところでございます。

日程調整に使用します資料等につきましては、担当者の個人的に作成した資料やメモということでございます。こうしたものを公文書として保管していくかどうかという観点でございますが、公文書として作成し、改めて保管していく点につきましては、業務の拡大等という観点からも課題があるのではないかと考えております。そうした点を考慮いたしますと、引き続き、現在の取扱いの中で適切な日程管理や予定表、そして活動記録等の作成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

扶川委員

ちょっと勘違いされています。29団体の保管していない、それから作成もしていないと言っているのは、いわゆる日程調整文書のメモで、これに関しては確かに2団体しか保管していません。しかし、ほかの団体は、公文書として予定表も活動記録も全ての公務について作成しています。全ての公務について作成した中で、なおそれを公表しているところは一部なわけです。見方が間違っていると思います。

まず、公文書として全ての公務について作成していることが肝腎で、徳島県でも何ら問

題はないと思います。今でも、作成して公表している大半の公務があるわけですから、例えば、それに今まで公表していなかった冠婚葬祭とかを幾つか足して、完璧な公務記録として残しておけばいいのですよ。そのうちの一部をホームページで自主的に公開して、情報公開請求があれば必要に応じて黒塗りして、公開すればいいんです。

どうして、それぐらいのことができないのか分かりません。それでどうやって、県民目線によるきめ細やかな情報提供ができるのですか。勘違いされていると思うので、もう1回簡単にお願いします。

佐藤秘書課長

予定表や活動記録を,まず公文書として作成しているかどうかという観点での改めてのお話でございまして,先ほどの調査の中では2点目の質問ということでございました。

先ほども申し上げましたように、作成していないと回答した団体が6団体、その他と回答された団体が42団体中、24団体という実情がございます。本県におきましても、その他と回答させていただいているところでございます。これにつきましては、繰り返しの話になりますけれども、県の意思形成過程であること、あるいは相手方の事情を考慮する場合もあるということで、一部について作成しているところでございます。

こうした取扱いにつきましては、引き続き、現状の取扱いの中で適切な日程調整や日程 管理等に努めてまいりたいと考えているところでございます。

扶川委員

そこで、一歩踏み込んだ対応をするということは事前に検討されてないのでしょうから、それ以上何度聞いても同じことになると思いますので聞きません。しかし、これは11月議会の一般質問でもやらせてもらいます。県民目線に立つと言うのであれば、最低このぐらいのことはやるべきです。こういう公文書管理に係る問題というのは、民主主義として、県民が県行政をチェックするための基本中の基本です。

もう少し、別の観点からお尋ねします。

森友・加計問題では、公文書管理のずさんさ、あるいは改ざんというのが問題になりました。愛媛県では、首席秘書官が加計学園の獣医学部新設計画をめぐって、愛媛県の担当者に、本件は首相案件だと述べた文書があったと知事が発言しました。ところが、後でそれが保管義務のない忘備録だったので確認できなかったということも報道されております。

愛媛県の加計学園問題にしても、とくしま記念オーケストラ問題にしても、行政の意思 形成過程に関する問題が持ち上がったときに、きちんと対処できるためには、公文書を 作っていなければ駄目なんです。意思形成過程に係ることは、公文書を作らないなんてい うのは駄目なんです。実際、こういう問題が起こるではないですか。これは、メモではな く、きちんとした公文書として残すべきです。

愛媛県では、事件後に公文書管理条例を作りました。こういう条例がどこまで実行性があるのかまだ調査が十分できておりませんが、愛媛県以外にも都道府県では、島根県、熊本県、鳥取県、香川県、東京都で作られております。

東京都、鳥取県、香川県というのは、先ほど紹介した知事の公務日程の記録の問題で

も、いわゆる先駆的な取組をしておられる所ですが、ひょっとすると公文書管理条例を 作っていることと関連するのかと思っています。

今,徳島県の場合は、規則しかありません。県民目線に立って、県民に積極的に情報を提供し、きちんと知る権利を保障するための公文書を保管する、そういう知る権利を盛り込んだ条例を徳島県でも作るべきです。この点については、是非検討していただきたいと思うのですが、どのような御見解をお持ちですか。

髙瀨法制文書課長

公文書管理条例の制定に関しての御質問でございます。

公文書の管理につきましては、今、委員からお話がありましたように、愛媛県を含めまして、制定の動きというのが近年出てきております。その一方で、全体的な状況といたしましては、多くの都道府県におきまして、公文書の管理に関しましては、条例以外の規則、規程等の形式で規程を設けて対応しているというのが現状でございます。

本県におきましては、知事部局につきましては、徳島県公文書管理規則、徳島県文書規程などの関係規程を設けておりまして、これらの規程に基づいて公文書の管理を行っております。

また、昨年度からは、職員に対してこうした規程の更なる周知徹底を図りますため、新たに文書事務に関する研修の導入をしております。こうした取組も含めまして、引き続き 適正な公文書の管理に努めますとともに、公文書管理条例につきましては、他県の取組状 況など情報収集に努めてまいりたいと考えております。

扶川委員

情報収集して、しっかりこういうものを作っていくようにしてください。県民には知る権利を保障する、行政参加を保障するという観点で整備をするのが、正に、このスマート県庁の目標でしょう。具体的な提案として申し上げているのですから、真剣に検討していただきたいと思います。

もう一言だけ、意思形成過程については、受け身的に、情報公開請求を受けて資料を提供するというのは非常に大事なことですが、より積極的に、情報を行政の側から提供するという意味でも大事です。とくしま記念オーケストラ問題でも、そういうことを最初からきちんとやられていたら、とくしま記念オーケストラ事業は要るのだろうか、要らないのだろうかを含めて、県民のもっと考える場を設けることができたと思うのです。

大阪府と大阪市では、ホームページを御覧になっていただいたら分かりますが、私もまた視察に行ってまいりたいと思いますが、非常に分かりやすく意思形成過程に関する情報が整理され、住民がアクセスしやすいようになっております。会議録や計画書とか、そういうものが時系列でテーマ別に整理されて、クリックしたら会議録まで出てくる内容ですけれども、すぐ資料が出てくる。すばらしいと思う。そういう取組を徳島県でも、是非やっていただきたい。

これは、大阪では見える化というような表現をしていますが、徳島県でも、積極的な意 思形成過程の見える化を図っていただきたいと思うのですが、これについても考え方をお 聞かせください。

髙瀨法制文書課長

意思形成過程の文書を含んだ、大阪市の取組に関連しての御質問でございます。

本件につきましては、徳島県公文書管理規則におきまして、軽微な事案の場合を除き、 原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならないとされておりま す。この文書には、意思決定をするために必要な情報は、併せて記録、記載されるものと 考えております。

こういった意思決定の文書以外につきまして、どのような公文書を作成するかという点につきましては、事案によりまして千差万別、一律に方針を示すことが難しいこともございまして、それぞれの事務に精通し記録の必要性を理解しております各所属において、判断するということにしております。

扶川委員

現状報告を頂いたということですが、要は、県民にとって県の意思形成過程がスタートから見えて、県民参加が保障されることが非常に重要だと思います。このスマート県庁を進めていく上からも、前向きに取り組んでいただきたいと意見を述べて終わりたいと思います。

臼木委員

本会議において、新風とくしまを代表して黒崎議員から、内部統制制度を今後どのように運営していくのか。また、AIやRPAといった新しい技術の活用を進めるべきとの質問をさせていただきました。関連して、先ほど報告があった、とくしまスマート県庁推進プランについてお伺いいたします。

質の高い公共サービスなどを効率的・効果的に提供するためには、AIやRPAを積極的に活用して、行財政改革を進めることは大変有用であると思います。また、業務の効率化かつ効果的な遂行は、内部統制を導入する目的の一つでもあり、このプランの目的とすべき姿とも重なるであろうと思います。

この度,とくしまスマート県庁推進プランに内部統制を盛り込んで,しっかりと取組を 進めてはどうかと思いますがいかがでしょうか。

髙﨑行政改革室長

ただいま臼木委員から、行財政改革プランの中に内部統制を盛り込んではどうかという 御質問を頂きました。

今,委員からお話もありましたとおり、人口減少社会におきまして、人々の暮らしを支える行政サービスの重要性は、今後ますます増大すると考えられておりまして、将来にわたって質の高い行政サービスを提供し続けるためには、AIやRPAといった新しい技術を積極的に活用いたしまして、効率的かつ効果的に業務を遂行する行財政改革の取組というのは、大変重要であると考えております。

一方で、行政ニーズが多様化、高度化する中にありまして、職員一人当たりの業務負担 の増加によりますミスの発生が懸念されるところでございまして、内部統制制度の適切な 整備・運用が必要であると認識しているところでございます。

内部統制には、四つの目的があると言われておりますが、その一つでもございます効率的かつ効果的に業務を遂行するために、このプランの「重点項目 I 未知なる世界を切り拓く行政モデル」には、5 G をはじめ、A I,I o T,R P A などの未来技術を最大限に活用したスマート県庁への転換を盛り込んでおります。

また、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく業務を遂行できるように、組織として体制を構築することも重要であると考えております。このため、「重点項目Ⅲ 社会構造の変化に対応した行政体制」には、最少の経費で最大の効果を生み出せるよう、組織人員体制の最適化に取り組むことを明記しているところでございます。

加えまして、県民の皆様の大切な資産を取り扱う私たち県職員にとりまして、内部統制の目的の一つでもございます業務に関わる法令、その他の規範を遵守することというのも大変重要であると考えております。この点につきましては、「重点項目II 県民とともに歩む県政運営」の「5 県民の信頼や期待に応える県政運営」、この目指すべき姿といたしまして、コンプライアンスの徹底を図るとともに、リスクを回避する仕組みである内部統制制度の整備及び適切な運用について盛り込んでいるところでございます。

内部統制制度の整備・運用によりまして,適正かつ効率的な業務の遂行はもちろんのこと,誤りを事前に防止,早期発見,発生時の損害拡大の防止につながるよう,しっかりと 取組を進めてまいりたいと考えております。

臼木委員

内部統制制度は、令和3年度には、議会に対して評価報告書の提出があるとのことでしたが、今後のスケジュールについて、改めて教えていただきたいと思います。

髙﨑行政改革室長

内部統制制度の今後のスケジュールについて、御質問を頂戴いたしました。

これまでも、関係課によります勉強会の開催やワーキンググループを新たに設置いたしまして、リスクの分析や評価、またリスクに応じた対応策の検討をはじめ、今年の5月には、知事をトップといたします内部統制推進本部を新たに設立し、各部局長にはリーダーシップを発揮して主体的に取り組んでいただくよう、全庁的な推進、管理体制を構築したところでございます。

また,6月と7月には,担当者及び管理職を対象とした研修会を実施いたしますとともに,現在は各所属におきまして,作成したリスク識別評価シートを踏まえまして事務を執行するなど,制度の試行的な運用を行っているところでございます。

今後、この試行的な制度の運用を踏まえまして課題を抽出し、必要に応じて内容の見直 しを行い、年度末には、内部統制の目的や取組の方向性を示す、内部統制に関する方針を 策定してまいりたいと考えているところでございます。

令和2年度からは、内部統制制度を本格的に導入いたしまして適切な運用に努めるとともに、内部統制の整備状況及び運用状況につきまして、各所属の自己評価に加えまして、評価する統括部局として、各部局とは独立した知事直轄組織であります監察局におきまして評価し、評価報告書を作成の上、令和3年度には、財務事務や事業に関する監査を行っ

ております監査委員の意見を付して、議会に報告させていただくこととなっております。 具体的に、令和3年度のいつ頃の報告になるのか、どういった形になるのかを含めまして、今後、監察局をはじめ、監査委員の事務部局ともしっかりと連携し、円滑に本格導入へと移行ができますよう、準備を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

臼木委員

内部統制という言葉には、職員を取り締まるかのようなイメージがありますが、決して そうではなく、内部統制は法令を遵守しつつ適正に業務を執行すること、このことを組織 の取組として徹底されることによって、職員にとっても業務の効率化や業務目的の効果的 な達成により、働きやすい職場環境の実現、ひいては信頼に至る行政サービスを県民が享 受することにつながると思いますので、しっかりと取組を進めていただけますよう、要望 して終わります。

達田委員

総務課にお尋ねいたします。先ほどお昼休みに、松茂町の方から電話で相談がありまして、米軍機でなく自衛隊機が、最近頻繁に訓練を行っているようで騒音がひどくて困っているというような御相談でした。自衛隊機の騒音につきましては、県のほうで把握されているのでしょうか。

臼杵総務課長

自衛隊機の騒音に関する御質問でございます。

私ども、米軍機の低空飛行に関しまして、騒音測定器の設置などを行っているところで ございます。米軍機に関しては、そういう状況でございますけれども、自衛隊機の騒音に 関しては、私どもにおきまして把握は行っていないところでございます。

達田委員

住民の方から、日中でなく早朝や夜間に大きな音を聞くという苦情がきたのですけれど も、こういう場合は、どこにお願いして対応してもらえばいいのでしょうか。

岡田委員長

少休します。(13時54分)

岡田委員長

再開します。(13時55分)

達田委員

今まで米軍機につきましては、騒音測定器の設置やホームページの開設等、少しずつですけれども県のほうで取り組んでいただいて、そしてすぐさま国に要望されているということですけれども、こういう自衛隊機が頻繁に飛んでいる。それから、阿南のほうでも、

早朝や夜遅くに何機もごう音を響かせて飛んでいる,これは明らかに民間航空機ではないというような情報が寄せられている。それと考えますと,松茂町の方の苦情と一致するわけです。ですから相当,最近多くなっているのではないかと思うのです。

こういうことに対応する窓口を、きちんとどこがするのか決めていただかないと、どこへ言いに行っていいか分からない、これでは困ります。やはり、いろんな御要望がございます。騒音測定器も、今は小学校にも付けているらしいのですけれども、県営住宅にも付けてほしいとか、いろんな御要望がございます。それを、たらい回しにならないよう、言っていく先を決めていただけたらと思います。是非お願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

臼杵総務課長

自衛隊機の騒音に関して、県の窓口を設置すべきでないかという御質問でございます。 例えば、この自衛隊機の騒音に関して、そもそも県において、それを業務とするかどう かというのがまずございますので、そうした点を含めまして、今後、研究と言いますか考 えたいと思います。

達田委員

米軍機に関しては、アメリカ軍のことなので、国を通じて言わないと直接言えないということがずっと言われていますけれども、自衛隊機で日本ですから、直接言えるのではないかと思うのです。ですから、県民の暮らしを守るという上で、県が率先して苦情を聞きます、改善を申し入れますというような、そういう所が必要ではないかと思うんです。

これも頻繁に行われるようになってきますと、夜寝られないとか、昼間であってもごう音でびっくりするというようなことがあるそうなので、是非、住民の方の話を聞いていただけるような部署を設けていただきたいと、もう一回お願いしたいと思います。はっきり答えていただけますか。

臼杵総務課長

再度、窓口に関しての御質問でございます。

先ほど申し上げましたように、本来、今おっしゃいました自衛隊機の騒音に関して申し出ていく業務が、本県において担当すべきかどうかというところもございますので、そうした点をまずは研究したいというふうに考えます。

達田委員

最近、毎日のことですので、是非、早急に取り組んでいただくようにお願いしておきたいと思います。

続いて、事前委員会でも取り上げてまいりました、会計年度任用職員に関する条例に関してです。復習するようなことにもなるのですけれども、もう一回確認しておきたいのですが、知事部局で働いている職員数は、正規職員が何名、非正規職員が何名、今の状況をもう一回確認させていただけますか。

黄田経営戦略部次長

職員数についての御質問でございます。

知事部局と言いますか,通常,雇用しておりますのが一般行政部門という形で,知事部局と諸局を合わせた形の人数でございまして,令和元年5月1日現在,一般行政部門で3,096人となっているところでございます。

少し複雑ですけれど、現在、臨時的任用職員と非常勤特別職員につきましては、5月1日現在の知事部局でございますけれど、臨時的任用職員が131名、月15日以上勤務する常勤的な非常勤特別職員が333名となっているところでございます。

達田委員

現在の数字を教えていただいたのですけれども、例えば、平成15年、平成16年あたりと 比べますと数はどうなっているのか、今お手元にありますでしょうか。

黄田経営戦略部次長

平成15年というお話でございます。今,手元にある数字は平成23年の数字がございまして,平成23年につきましては,臨時的任用職員が127名,非常勤特別職員は同じく月15日以上の常勤的職員が294名という形でございます。

達田委員

正規職員の病気やけが、出産のため等、いろいろな理由で臨時で働かれるというのは分かるのですけれども、今、非正規で働いている方で、フルタイムで正規職員と同じような 仕事を行っているというような方は、何人いるかお分かりでしょうか。

黄田経営戦略部次長

ただいま、正規と同じような業務内容を行っている職員というような御質問だったと思います。

知事部局におきましては、臨時的任用職員につきましては、いわゆる正規職員の補助業務を行うことという形で、フルタイムで勤務していただいているところでございます。

非常勤特別職員につきましては、現在、例えば社会福祉士や臨床心理士など、特定の知 識経験に基づきまして専門的な業務を行う、パートタイムという形で勤務していただいて いるところでございます。

達田委員

その人数については分からないのですか。何人がこういう仕事をしているというのは, 調べてないのですか。

黄田経営戦略部次長

人数につきましては、先ほど申し上げましたように今年の5月1日現在で、臨時的任用職員につきましては131人、月15日以上勤務する非常勤特別職員につきましては333人という形で、今申し上げましたように、臨時的任用職員は正規職員の補助業務を行うという形

でフルタイムの勤務、非常勤特別職員は専門的な特定の知識経験に基づいて専門的な業務を行っていただくパートタイムの勤務をしていただいている形でございます。

達田委員

会計年度任用職員が導入されますと決まってきました時に、どういう仕事をしているのかきちんと調査してくださいというのが、国のほうからあったと思います。一人一人がどういうふうな仕事をして、何人が行っているのかきちんと調査されていると思うのですけれども、正規職員が行っている仕事を補助と言いながらも同じような仕事をやっている。そういう職員がどれぐらいいるか調べられてないのでしょうか。

黄田経営戦略部次長

知事部局でございますけれど、臨時的任用職員につきましては、現在、地方公務員法第 22条に基づき任用しているところでございまして、正規職員の補助業務を行っていただく 形で、フルタイム勤務で任用させていただいているところでございます。

達田委員

この人数については、後で教えていただきたいと思います。

それで、この前のお話では、パートタイムは5年まで、フルタイムは3年まで更新できるというようなお話だったのですけれども、3年、5年で打切りと、もうそれ以上は仕事をしてもらえないということになるのでしょうか。

黄田経営戦略部次長

再任の関係の御質問でございます。

現在の臨時的任用職員につきましては、3年、3会計年度と言いますけれど、3会計年度勤めていただきましたら、翌年1年間は県での任用はできないという形で運用しているところでございます。非常勤特別職員につきましても、原則5年来ていただきましたら、それからは任用しないという方針で運用しているところでございます。

会計年度任用職員につきましては、フルタイムにつきましては、3会計年度来ていただきましたら、同じ所属での任用はできない。また、パートタイムにつきましても5年来ていただきましたら、同じ所属では任用できないという形での運用を今、検討しているところでございます。

所属が、仮に変わった場合につきましては、その時点で業務の内容等、別の所属でまた 任用が可能という形で、今のところは制度設計を考えているところでございます。

達田委員

公務労働ですので民間とは違う点があるかも分かりませんけれども、民間の労働契約法では、有期労働契約を5年間やりますと、労働者の申込みによって期間の定めのない労働契約に変えてもらえるというようなこともあるのですけれども、地方公務員にあっても将来的にはそういうふうになっていくのが望ましいのではないかと思います。この点は、どういうふうにお考えでしょうか。

黄田経営戦略部次長

恐らく、長期の任用の方について、正規職員として任用すべきでないかというふうな御 質問かと思います。

正規職員の業務につきましては、政策を立案したり、関係者との調整・折衝を行う等、各業務、責任において対応するという形で、そういう責任の度合いも異なってくるかと思います。そうしたことから、県の正規職員の採用につきましては、地方公務員法で競争試験による採用の原則、また厳格な成績主義というのが求められているところでございまして、臨時的任用職員又は非常勤特別職員の方が正規職員になられる場合につきましても、やはり競争試験などで能力実証をクリアしていただく必要があると考えているところでございます。

達田委員

試験を受けるというのはもちろんありますけれども、ずっと契約していって5年、3年の違いはありますけれども、その方に能力がないとか非常に勤務態度が不真面目とかいう場合、次の年に契約するということはまずあり得ないのではないかと思うのです。ですから、勤務態度、あるいは能力があるからこそ仕事をしてもらっているのであって、それを2年、3年ずっと続けてくださって、その間に能力も高まっているのではないかと思います。そういう点で、今の雇用の在り方そのものを大きく変えていかなくてはいけないのではないかと思うのです。

そして、先ほど数をお聞きしましたけれども、正規職員を昔から比べるとどんどん減らしてきていますよね。非正規職員が増えていくという図式にしてはいけないと思うのです。フルタイムの仕事をしているというのは、本来、正規職員によって行われる仕事をやっているというように受け止めているわけですけれども、その仕事をいつまでも非正規職員で行っていくということでは、働き方改革とかいろいろ言われていますけれども、全くその趣旨に合ってないのではないかと思うのです。

今回,会計年度任用職員の条例を定めるに当たって,この条例が縛りになって正規職員を増やせられない,ずっと非正規職員は非正規職員で,手当は多少付くけれども給料は頭打ちという状況で終わっていくのではないかと危惧するのですけれども,その点どのようにお考えでしょうか。

黄田経営戦略部次長

職員数の話でございますけれど、正規職員につきましては、毎年度それぞれの業務状況 や次年度の業務の見通し、退職者の状況等を踏まえまして、採用計画を立て、県民サービ スの提供ができる業務執行体制が確保できるよう、人員体制も整えているところでござい ます。

確かに3,000人体制という形で抑制基調をとってきたところでございますけれども、やはり業務は複雑多様化しており、業務量も増加しておりますので、それに見合った形での職員数を確保していかなければいけないと認識しているところでございます。

今申し上げました正規職員以外、これまででしたら臨時的任用職員、非常勤特別職員、

来年度は会計年度任用職員が導入される形でございますけれど、会計年度任用職員の人数につきましても、やはり正規職員とその状況、各所属における業務の状況や次年度の業務見通しの正確な把握に努めまして、より一層、これまでも行ってきましたけれども必要最小限の観点で、ゼロベースの人員査定を行ってまいりたいと考えております。

達田委員

そうしますと、今年の3月1日に日本自治体労働組合総連合弁護団のほうから、包括的民間委託についての意見書というのが出されています。会計年度任用職員にも関係しているのですけれども、全国各地の自治体で最近、従来は臨時や非常勤職員が担っていた自治体の業務を民間企業等へ包括的に委託して、当該業務に従事していた臨時・非常勤職員を解雇、あるいは雇い止めにする動きが現れているということです。そして、会計年度任用職員制度の導入に伴う財政負担増や人事管理の煩雑さを避けることを口実にしているものがあると指摘されているのです。

徳島県においては、こういうことが絶対にあってはならないと思うのですけれども、この点をきちんとした方針と言いますか、こういうことにならないとしっかりと明言していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

黄田経営戦略部次長

職員の組織体制の関係でございます。

最近も働き方改革を言われておりますので、業務の内容につきまして、効率的な業務運営ができるよう、業務改善という形で業務の見直しを行っているところでございます。その中で、先ほどもお話しましたけれど、より良い県民サービスを提供していくというのが第一の目標でございますので、その県民サービスを提供できる業務の執行体制をどのように確保していくかという観点で、正規職員につきましても、採用計画で組織体制を確保できる人員を採用していくということでございますし、会計年度任用職員につきましても、正規職員の配置状況等を踏まえ、繰り返しになりますけれど、各所属におけます業務の状況や次年度の業務の見通し等を踏まえ、これまでと同様に、より一層、必要最小限の観点で飽くまでもゼロベースの人員査定を行ってまいりたいと考えているところでございます。

達田委員

今回の条例が、飽くまでも手当て等をきちんと付けるようになりましたという改善点で終わればそれでいいのですけれども、その行き着く先が公務労働の民間委託ということにつながっていくことがないよう、是非この点は強くお願いしておきたいと思います。

岡田委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定する ことに御異議ございませんか。

達田委員

今,お話をさせていただきました会計年度任用職員の条例につきましては、非正規職員 を固定化するおそれがあると思いますので、これに賛成できません。

岡田委員長

それでは、議案第6号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は、これを原案のとおり、可決すべきものと決定することに賛成の方は、御 起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について、採決いたします。 お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第6号を除く,経営戦略部・監察局関係の付託議案は, これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号を除く、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(起立採決) 議案第6号

原案のとおり可決すべきもの (簡易採決)

議案第1号,議案第7号,議案第8号,議案第32号

以上で,経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。 これをもって,本日の総務委員会を閉会いたします。(14時16分)